

**JSB****JAPAN SOCIETY BASKETBALL FEDERATION**〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル6F
TEL 03-4415-2061 FAX 03-4415-2062

一般社団法人 日本社会人バスケットボール連盟

一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟

『ユニフォーム広告規程』

第1条 (趣旨)

1. 本規程は、一般財団法人日本社会人バスケットボール連盟（以下 JSB）の公式試合におけるユニフォームに関する事項について定める。また本規程に定めない事項については、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下 JBA）の競技規則およびユニフォーム規則を準用する。
2. JBA の競技規則およびユニフォーム規則を超えるチームについては、この規定を遵守する。

第2条 (ユニフォーム)

1. 本規程における「ユニフォーム」とは、ゲーム中、チーム・メンバー（プレーヤー、交代要員）が着用する「シャツ」・「パンツ」・「ウォームアップスーツ」・「セカンダリーシャツ」等選手が身に着けるものをいう。
2. ユニフォームの基本原則は、両チームがはっきり識別でき、プレーヤーの番号が審判とスコアラーにはっきり見えること。
3. 本規程の内容にかかわらず、各チームは、バスケットボール競技規則に述べられた規程を遵守しなければならない。
4. 本規程に該当するユニフォームに関しては、JSB の承認を得なければならない。

第3条 (マークとロゴ)

マーク・ロゴを付ける場合は、チームメンバー全員が同じ色、同じデザインのマークやロゴを付けなければならない。いかなる場合もシャツの色および番号がわかりにくくなるような大きさのデザインのものは認められない。

- ① シャツ前面胸上部に表示でき、サイズは 50 cm²以内とする。

第4条 (広告の表示)

1. ユニフォームにスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、当該第三者の名称および商品名等を事前に所定の「広告提出申請書」（別紙）により JSB に届け出なければならない。
2. シャツに広告や商標等を付ける場合は、JSB に許可を得なければならない。
3. 前項に基づく広告は、以下のとおりとする。
 - ① シャツ前面右胸部：1箇所かつ1種のみ。サイズは 50 cm²以内とする。
 - ② シャツ前面背番号下部：1箇所かつ1種のみ。サイズは 320 cm²以内とする。
 - ③ シャツ背面背番号上部：1箇所かつ1種のみ。サイズは 200 cm²以内とする。
 - ④ シャツ背面背番号下部：1箇所かつ2種以内。サイズは 320 cm²（2種の場合は 320 cm²内に分割して表示）以内とする。
 - ⑤ パンツ前面大腿部：左右に1箇所かつ1種のみ。サイズ 100 cm²以内とする。
 - ⑥ パンツ背面大腿部：左右に1箇所かつ1種のみ。サイズ 100 cm²以内とする。

**JSB****JAPAN SOCIETY BASKETBALL FEDERATION**〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル6F
TEL 03-4415-2061 FAX 03-4415-2062

一般社団法人 日本社会人バスケットボール連盟

- ⑦ ウォームアップスーツ上着腹部：1箇所かつ4種以内。サイズは400 cm²以内（4種の場合は320 cm²内に分割して表示）とする。
 - ⑧ ウォームアップスーツ上着袖部：左右1箇所かつ1種のみ。サイズは各50 cm²以内とする。
 - ⑨ ウォームアップスーツ上着背面部：1箇所かつ4種以内。サイズは400 cm²以内（複数種の場合は400 cm²内に分割して表示）とする。
 - ⑩ ウォームアップスーツ前面大腿部：左右1箇所かつ2種以内。サイズは各160 cm²以内（2種の場合は320 cm²内に分割して表示）とする。
 - ⑪ ウォームアップスーツ背面大腿部：左右1箇所かつ2種以内。サイズは各160 cm²以内（2種の場合は320 cm²内に分割して表示）とする。
 - ⑫ セカンダリーシャツ腹部：1箇所かつ2種以内。サイズは400 cm²以内（2種の場合は400 cm²内に分割して表示）とする。
 - ⑬ セカンダリーシャツ袖部：左右1箇所かつ1種のみ。サイズは各50 cm²以内とする。
 - ⑭ セカンダリーシャツ背面部：1箇所かつ4種以内。サイズは400 cm²以内（複数種の場合は400 cm²内に分割して表示）とする。
4. JBA または JSB が指定するキャンペーンマークその他の広告以外のものを表示する場合にも、原則として前項のサイズによるものとする。

第5条（会場での広告や商標等の表示費用負担について）

大会主催者が、シャツ・パンツのマーク・ロゴを付けることを認めた場合でも、会場の借用契約により広告費の負担を求められることがある。その場合はマーク・ロゴを付けたチームの負担となる。

（附則）

1. この規程は、2017年12月16日から施行するものとする。
2. 2018年6月17日から施行するものとする（一部改訂）。
3. 2020年4月1日改訂

以 上